

「事務職員・技術職員・庶務職員・特別嘱託及びシニアスタッフの
給与支給額、支給割合等」の一部改正の実施に伴う経過措置

(俸給に係る経過措置)

- 1 . 本改正実施時点で管理 1 級の資格にある者のうち旧制度上参事及び参事補の資格にあった者(これに相当する技術職員 1 種の職員を含む。以下同じ)に支給する俸給は、平成 23 年 6 月までの間、「事務職員・技術職員・庶務職員・特別嘱託及びシニアスタッフの給与支給額、支給割合等」1 . (1)イ、の規定にかかわらず、従前の規定に基づく本改正実施時点の俸給及び資格給の合計額とする。

(退職手当に係る経過措置)

- 2 . 本改正実施時点で管理 1 級の資格にある者のうち旧制度上参事及び参事補の資格にあった者に適用する退職手当資格給は、平成 23 年 6 月までの間、「事務職員・技術職員・庶務職員・特別嘱託及びシニアスタッフの給与支給額、支給割合等」4 . (1)イ、(ロ)の規定にかかわらず、従前の規定に基づく本改正実施時点の退職手当基本資格給及び退職手当特別加減給の合計額とする。
- 3 . 本改正実施時点で管理 1 級の資格にある者に支給する退職手当が、本改正実施時点で従前の「事務職員・技術職員・庶務職員・特別嘱託及びシニアスタッフの給与支給額、支給割合等」4 . の規定に基づき計算した水準(ただし、旧制度上総合 1 級の資格にあった者の場合、総合 1 級に適用される退職手当基本資格給の最低額を用いる)を下回る場合、本改正実施時点の従前の規定により計算した水準を保証する。

以 上